

ふるさと宮城の水循環保全条例

水は、あらゆる生物にとって命の糧であり、人間が社会生活を営む上で欠くことのできない資源である。

しかし、近年、社会経済活動の効率化、高度化や都市化の進展に伴い、森林の保水能力の低下や河川水量の減少等による公共用水域における水質の悪化等、健全な水循環に対する弊害が顕著となつてきており、水を取り巻く自然の生態系にも深刻な事態が生じている。

このような中で、自然の生態系に悪影響を与える負荷行為を抑制し、健全な水循環を保全することが強く求められている。

よつて、宮城県のもつ恵まれた水環境を次代へ引き継ぎ、現在及び将来の県民が豊かな水の恩恵を享受し、快適な社会生活を営むことができるよう、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、健全な水循環の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、健全な水循環の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて現在及び将来の県民の安全かつ健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「自然の水循環」とは、自然界において、降水が土壌等に保持され、若しくは地表水及び地下水として流下して海域等へ流入し、又は大気中に蒸発して再び降水になる一連の過程をいう。

2 この条例において「健全な水循環」とは、自然の水循環において、水の浄化機能その他の自然の

水循環の有する機能が十分に発揮され、人間の社会生活の営みと水環境その他の自然環境の保全との適切な均衡が確保されている状態をいう。

3 この条例において「水循環への負荷」とは、人間の社会生活の営みにより自然の水循環に加えられる影響であつて、健全な水循環の支障の原因となるおそれがあるものをいう。

4 この条例において「水環境」とは、自然の水循環における水質、水量、水生生物、水辺地等水に関する環境の総体をいう。

5 この条例において「流域」とは、地表水及び地下水の集水域をいう。

（基本理念）

第三条 健全な水循環の保全は、水が人間の生命その他自然の生態系の維持に欠くことができないものであり、かつ、人間の社会生活の営みに不可欠な代替性のない資源であることを踏まえ、現在及び将来の県民が、良好な飲料水その他の用水を確保でき、その他自然の水循環のもたらす恵みを持続的に享受できるよう適切に行われなければならない。

2 健全な水循環の保全は、水循環への負荷の少ない快適な県民生活及び持続的発展が可能な県土を構築することを旨として、全ての者の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、健全な水循環の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、健全な水循環の保全に関する施策を推進するに当たっては、市町村との連携に努めるとともに、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間団体の参加と協力を求めるよう努めるものとす

る。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う水循環への負荷の低減その他健全な水循環の保全に自ら努めるとともに、県が実施する健全な水循環の保全に関する施策に協力するものとする。

（県民の責務）

第六条 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う水循環への負荷の低減に自ら努めるものとする。

（水循環保全基本計画）

第七条 知事は、健全な水循環の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「水循環保全基本計画」という。）を定めるものとする。

2 水循環保全基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 健全な水循環の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- 二 第十二条第一項の流域水循環計画を定めるに当たって基本となる事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、健全な水循環の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、水循環保全基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、市町村その他関係行政機関の意見を聴くものとする。

4 知事は、水循環保全基本計画を定めるに当たっては、宮城県環境審議会に諮問するものとする。

5 知事は、水循環保全基本計画を定めるに当たっては、議会の議決を経なければならない。

6 知事は、水循環保全基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

7 前四項の規定は、水循環保全基本計画を変更する場合に準用する。

(流域における基本的な施策)

第八条 県は、流域全体を総合的に捉え、効率的かつ持続的な水利用の推進を図るため、次に掲げる事項を基本的な内容として、流域における健全な水循環の保全に関する施策を講ずるものとする。

一 農業用水の効率的利用、生活用水及び工業用水の水使用の合理化、下水処理水の再利用等により水需要を抑制し、河川における水源としての負担を軽減すること。

二 地下水の適切な利用、河川水の段階的利用等により豊富な河川水量を確保すること。

(山間部における基本的な施策)

第九条 県は、次に掲げる事項を基本的な内容として、山間部における健全な水循環の保全に関する施策を講ずるものとする。

一 水道水源として重要な地域の水環境を保全すること。

二 森林の維持管理を適切に行い、保水能力、浸透能力等森林がもつ多面的機能を活かして、地下水を涵養するとともに、強雨時における河川への水及び土砂の流出を抑制すること。

三 汚染を防止するとともに、水質浄化の機能を高め、清流を維持すること。

(農村部及び都市郊外部における基本的な施策)

第十条 県は、次に掲げる事項を基本的な内容として、農村部及び都市郊外部における健全な水循環の保全に関する施策を講ずるものとする。

一 自然の水循環における水を有効に活用した農業水利体系の構築を図ること。

二 水田、ため池及び用排水路等農業施設の有する地下水涵養機能を十分に活用すること等により、

安定した地下水位を維持すること。

三 農業用排水路その他の水の流下経路において、水質浄化機能を高めること。

(都市部における基本的な施策)

第十一条 県は、次に掲げる事項を基本的な内容として、都市部における健全な水循環の保全に関する施策を講ずるものとする。

一 流域における雨水の浸透面を保全し、又は雨水の浸透能力を高めることにより地下水位を上昇させ、もって湧水及び地下水から河川へ流入する水量の割合を増加させること。

二 河川の構造面での対策等により河川の生態系を蘇生し、豊富な生物が生息できる潤いのある水環境を保全し、及び創出すること。

三 雨水、下水処理水等の有効活用を図り、水循環への負荷を低減すること。

(流域水循環計画)

第十二条 知事は、水循環保全基本計画に基づき、流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るため、流域毎の水循環計画(以下「流域水循環計画」という。)を定めるものとする。

2 流域水循環計画は、健全な水循環の保全を図る緊急度が高いと認められる流域から順次定めるものとする。

3 知事は、流域水循環計画を定めるに当たっては、あらかじめ、流域住民その他県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、流域水循環計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係市町村その他関係行政機関の意見を聴かなければならない。

- 5 知事は、流域水循環計画を定めたときは、これを議会に報告するとともに、公表するものとする。
- 6 知事は、流域水循環計画の推進の状況について、議会に報告するとともに、公表するものとする。
- 7 第三項から第五項までの規定は、流域水循環計画を変更する場合に準用する。

(水道水源特定保全地域)

第十三条 知事は、前条の流域水循環計画に基づいて、山間部の水道水源地域のうち、その地域の良好な水環境の保全を図る上で特に重要と認められる区域を水道水源特定保全地域として指定することができる。

2 知事は、水道水源特定保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係する国有林野の管理者、河川管理者及び関係市町村並びに宮城県環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、水道水源特定保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、その案を当該公告の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公告があったときは、当該公告に係る水道水源特定保全地域の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、規則で定めるところにより、知事に意見書を提出することができる。

5 知事は、水道水源特定保全地域の指定をするときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

6 水道水源特定保全地域の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

7 第二項及び前二項の規定は水道水源特定保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、第三項及び第四項の規定は水道水源特定保全地域の区域の拡張について準用する。

(開発行為の届出)

第十四条 水道水源特定保全地域内において次に掲げる行為（以下「開発行為」という。）をしようとする者は、当該開発行為に着手する日の六十日前までに、規則で定めるところにより、開発行為の種類、場所、施行方法、水環境に与える影響予測評価、着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

一 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

二 木竹を伐採すること。

三 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

四 土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

2 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。

一 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

二 面積が千平方メートルを超えない行為であつて規則で定めるもの

三 法令に基づく許可、認可、届出等を要する行為のうち、水道水源特定保全地域における良好な水環境に支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものとして規則で定めるもの

四 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、水道水源特定保全地域における良好な水環境に支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものとして規則で定めるもの

五 水道水源特定保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為

六 国又は地方公共団体が行う行為

七 農業、林業又は漁業を営むために行う行為

八 自己の居住の用に供する住宅の新築、改築、増築、移転又は撤去

九 その他規則で定める行為

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち規則で定める事項を変更しようとするときは、当該変更に係る開発行為に着手する日の六十日前までに、規則で定めるところにより、その内容を届け出なければならぬ。ただし、次条第一項の規定による指導又は同条第三項の規定による勧告に従うことにより変更を生ずるときは、この限りでない。

4 知事は、第一項及び前項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該届出に係る事項を関係市町村長に通知しなければならない。

5 知事は、第一項及び第二項の規定による届出（以下「開発行為届出等」という。）をした者に対し、必要があると認めるときは、住民説明会の開催を求めることができる。

（開発行為に係る指導等）

第十五条 知事は、水道水源特定保全地域における良好な水環境の保全を図るために必要と認めるときは、その必要な限度において、開発行為届出等をした者に対して、必要な措置をとるべきことを指導することができる。

2 前項の規定による指導は、開発行為届出等があつた日から起算して六十日以内にしなければならない。

3 知事は、第一項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わない場合において、水道水源特定保全地域における良好な水環境の保全を図る上で著しい支障があると認めるときは、書面により、当該指導に従うよう勧告することができる。

4 前項の規定による勧告は、開発行為届出等があつた日から起算して七十日以内にしなければならない。

5 知事は、第三項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、その者に口頭で意見を述べ

べ、又は意見書を提出する機会を与えなければならない。

6 知事は、第三項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

(無届開発行為に係る措置)

第十六条 知事は、開発行為届出等をしてしないで開発行為に着手した者(以下「無届開発行為者」という。)に対し、当該開発行為の種類、施行方法、施行日程その他必要な事項について報告を求めるところができる。

2 知事は、前項の報告等により無届開発行為者に係る開発行為が、水道水源特定保全地域における良好な水環境の保全を図る上で著しい支障を及ぼすと認めるときは、当該無届開発行為者に対し、書面により、良好な水環境の保全を図るために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 前条第五項の規定は前項の規定による勧告をしようとする場合について、同条第六項の規定は前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかった場合について準用する。

(実地調査)

第十七条 知事は、第十五条第一項の規定による指導又は同条第三項若しくは前条第二項の規定による勧告をするために必要な限度において、その職員をして、水道水源特定保全地域内の土地に立ち入らせ、又は開発行為の実施状況を検査させ、若しくは当該開発行為の良好な水環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(理解を深め活動を促進するための措置)

第十八条 県は、市町村、関係行政機関及び関係団体と協力して、健全な水循環の保全に関し、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、県民及び事業者がその理解を深めるとともに、これらの者の健全な水循環の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第十九条 県は、自然の水循環の診断手法及び評価手法並びに水の循環利用に関する調査研究その他健全な水循環の保全に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。
(市町村に対する協力)

第二十条 県は、市町村が健全な水循環の保全に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他必要な協力を行うものとする。

(国への要請)

第二十一条 県は、健全な水循環の保全を総合的かつ計画的に推進するため必要があると認めるときは、国に対し必要な協力を要請するものとする。

(委任)

第二十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

(検討)

2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、そ

の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。